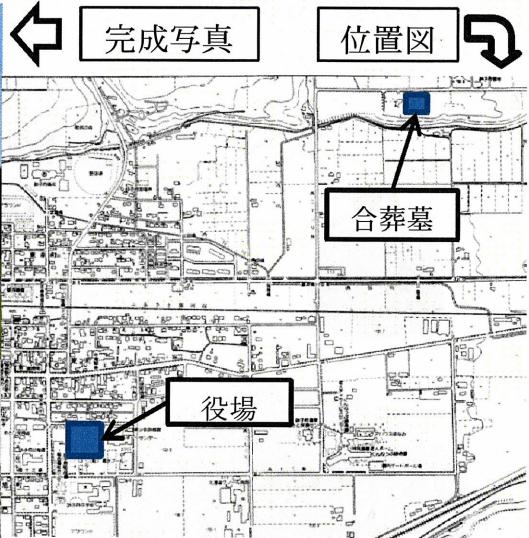


訓子府町合葬墓のご案内



合葬墓とは

定められた区画を使用する従前のお墓とは異なり、ひとつのお墓に多くの方のお骨を納める合葬式のお墓です。

さまざまな事情で「お墓を引継ぐ方がいない」「お墓の管理ができない」「お墓を建てることがむずかしい」などの理由で訓子府町に縁のある方が利用できます。

合葬墓は町が管理しますので、お墓の承継や将来の無縁化の心配がありません。また、宗教に関係なく、申込資格を満たす場合はどなたでも利用することができます。

使用料

- 焼骨1体につき 20,000円
- 焼骨3体以上 50,000円
(1申請の上限額です。)

※永代の使用料で、管理料はかかりません。
※納付された使用料は返還しません。

利用できる方

- 訓子府町に住所又は本籍を有している方
※申請者が町内に在住若しくは、本籍を有している場合
- 訓子府町に住所又は本籍を有していた方(亡くなられた方)の祭祀を主宰する方
※申請者の住所は問いません。
- 本町の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬する方(墓地を返還する方)
※墓地の返還と改葬許可が必要です。

墓誌板掲示台

ご希望により、亡くなられた方の氏名を掲示できます。使用料はかかりませんが、墓誌板、墓誌板への名前入れ、及び設置にかかる代金が必要となり、申請者が直接業者に支払います。墓誌板を作製する場合には、石材店へ相談してください。

納骨された焼骨は、埋蔵の形態からお返しする(改葬する)ことができません。納骨後に親族とトラブルになるケースも想定されますので、お申込みされる前に親族とよく話し合ってから申請をお決めください。

※裏面もあります。

申請から納骨までの流れ

【申請】

利用するときは、申請して、許可を受ける必要があります。



【使用料の納付】

申請の確認後に納付書を発行しますので、役場の窓口等にて納付してください。



【許可証の交付】

使用料の納付後に役場で交付または郵送いたします。許可証は大切に保管してください。



【納骨日決定】

役場の担当者と電話等で調整してください。



【納骨】

当日指定の時刻に、許可証を持参して現地へお越しください。



○申請に必要な書類

- ・申請書(印鑑が必要です。)
- ・申請者の住民票
- ・火葬許可書や、改葬許可書等埋蔵に必要な書類
- ・その他、必要と認める書類
(事前にお問い合わせください)

○納骨の方法

①許可証の提示

②焼骨の埋蔵

焼骨を骨箱から出して背面の納骨口から埋蔵します。これは親族や関係者が直接行い係員は行いません。

※納骨時の注意事項

- ・埋蔵は焼骨のみとし、それ以外のものを入れることはできません。
- ・埋蔵後の骨箱などはご自身でお持ち帰り処分してください。
- ・係員は納骨時に立会し、直ちに退席します。

○利用期間

納骨は、4月～11月までの期間で積雪の無いときとします。

※冬季の除雪は行いません。お参りは可能な限り自由となっています。

○墓誌板掲示台の使用

墓誌板掲示台の使用にあたっては、合葬墓の使用申請時に合わせて申し込みのほか、石材店へ墓誌板の製作、字彫、設置を依頼してください。製作には日数を要することから、納骨に合わせて掲示を予定されている方については、事前に石材店へお問い合わせのうえ、納骨の時期を調整してください。

○利用上の注意

- ・合葬墓はいつでもお参りすることができますが、占用して他の人のお参りを妨げないようにしてください。また、供物や供花は必ずお持ち帰りください。なお、焼香台とろく立てはございませんので、ご自身でご用意いただき使用後はお持ち帰りください。
- ・ろうそくや線香等火の後始末を必ずしてください。
- ・町内の墓地からの改葬の場合は、使用していた墓地の返還が必要です。

